

河川整備基本方針の位置づけと河川整備計画の関係

国土交通省 河川砂防技術基準 同解説（計画編） P 26～27

1.2 河川整備基本方針と河川整備計画

河川整備基本方針においては、全国的なバランスを考慮し、また個々の河川や流域の特性を踏まえて、水系ごとの長期的な整備の方針や整備の基本となるべき事項を定めなければならない。

また、河川整備計画においては、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、地域住民のニーズなどを踏まえた、およそ 20～30 年間に行われる具体的な整備の内容を定めなければならない。

解 説

河川の整備は将来的に達成すべき目標を定め、これに基づいて行われるが、河川の整備には多大な予算と時間を要することから、水系間や河川間等のバランスを図りながら、中期的な整備目標を定めて段階的に整備を行うことが一般的である。すなわち、河川自体が自然の営力によって変化するだけでなく、河川を取り巻く社会的状況や地域住民の河川に対するニーズも時代とともに変化することから、長期的な整備目標に対する具体的な整備の内容やその目標に至るまでの整備手順や整備時期などを現時点ですべて定めることは困難である。したがって、当面の整備目標が達成できると見込まれ、かつ住民が実感を持つことができる程度の期間を計画期間として設定し、長期的な目標を定める河川整備基本方針に沿って、中期的な具体的な整備の内容を示す河川整備計画を定めることとしている。

河川整備基本方針においては、以下の事項を定めるものとする。

1. 当該水系に係わる河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
2. 河川の整備の基本となるべき事項
 - イ. 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
 - ロ. 主要な地点における計画高水流量に関する事項
 - ハ. 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる川幅に関する事項
 - ニ. 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備計画においては、以下の事項を定めるものとする。

1. 河川整備計画の目標に関する事項
2. 河川の整備の実施に関する事項
 - イ. 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ロ. 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

上記のとおり、河川整備計画は当該河川の具体的な河川整備の内容を明らかにするものであるが、限られた費用と時間の制約の中で整備を行うに当たっては施行順序の検討、他事業との計画調整や進捗管理を含む事業調整などが不可欠であることを十分踏まえるとともに、以下の事項に留意するものとする。

1. 河川整備計画の策定単位は、一連の河川整備の効果が発現する範囲を基本とする。
2. 計画期間は、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間として、20～30 年程度を目途に定めるのが一般的であるが、調査・検討に時間を有するなど具体的な整備内容等に不確定な要素がある場合には、計画期間を通常のそれより短く設定して不確定部分を除くか、不確定部分を検討事項として明記し、明らかになった時点で適宜計画の見直しを行う。
3. 計画については、当該河川を取り巻く状況の変化や地域の意向等を適切に反映するよう定期的にフォローアップを実施し、必要に応じて改定する。
4. 河川の整備内容の検討に当たっては、計画期間中に実現可能な投資配分を考慮するとともに代替案との比較を行う。
5. 河川の整備内容について、その必要性と効果がわかりやすい内容となるよう工夫する。
6. 河川の工事内容は、できるだけ将来的に手戻りがないう配慮するが、整備の緊急性や施設の耐用年数などを考慮し、必要な場合には将来的な手戻りが生じることも妨げない。
7. 河川の維持内容については、単なる維持工事的なものではなく、計画的に実施すべき事項について定める。また、観測や調査など、河川のモニタリングのために必要な事項についても定める。
8. 河川整備計画には、河川の整備を進めるに当たって前提とすべき事項についても記述する。

河川整備基本方針と河川整備計画の比較表 (記載の考え方)

	河川整備基本方針	河川整備計画
基本的考え方	<p>(役割・目的)</p> <p>河川整備基本方針は、治水安全度の全国バランス等を考慮しつつ、<u>達成すべき長期的な河川整備の目標</u>を定めるものである。このため、将来どのような河川にしてい くべきかの方向が示される必要があるが、様々な社会変化がある中で、長期的な整備についてその具体内容まで定めることは合理的でない。このようなことから、河川整備基本方針には、<u>水系全体や河川の主要区間のあるべき水準やあるべき姿の骨格</u>という基本的事項を定めることとなっている。</p> <p>(記載すべき事柄)</p> <p>河川整備基本方針においては、<u>河川整備を行う背景</u>(河川及び流域の現状と課題)、<u>河川整備の目標</u>、その実現に向けた<u>対処方針</u>(考え方、方法、配慮事項)等の基本的な事柄を記載する。特に、<u>河川毎の特徴的な事柄</u>は、河川整備基本方針が水系単位で策定されることから、極力特筆するよう努める。</p> <p>治水については、その目標として、河川自体のあり方が沿川の地域社会の土地利用等に大きな影響を与えるこ</p>	<p>(役割・目的)</p> <p>河川整備計画は、河川整備基本方針に定めた目標を達成するための治水事業のうち、<u>当面実施される具体整備についてのアクションプログラム</u>である。具体整備の計画であるが故に、効果的な河川整備となるよう、市町村や住民等の意見を反映する仕組みともなっている。このため、河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に整備を行う河川区間において、全国的な整備バランスも考慮しつつ、<u>河川の整備と保全の具体的な実施内容を定めること</u>となっている。</p> <p>(記載すべき事柄)</p> <p>河川の整備と保全の実施内容を規定するためには、<u>計画期間及び目標を設定する必要がある</u>。その際、治水計画対象流量のように定量的に目標を規定できるものから、河川環境の整備と保全のように現状では定性的な目標にならざるを得ないものまでであるが、その目標がより具体的に理解できるような設定の工夫が必要である。</p> <p>規定する河川の整備と保全の実施内容には、<u>施設整備の概要として、具体的な場所、施設諸元等</u>が想定される</p>

河川整備基本方針	河川整備計画
<p>とから、<u>基本高水、計画高水流量、河道と洪水調節施設への流量配分、その結果として示される川幅、計画高水位を規定する。</u>また、その実現に向けた対処方針等の基本的な事柄をあわせて記載する。</p> <p>利水については、その目標として、各種用水の利用のあり方が水系全体に影響を及ぼすことから、水利秩序を形成する基本量である<u>正常流量を規定する。</u>また、その実現に向けた対処方針等の基本的な事柄をあわせて記載する。</p> <p>環境については、河川環境を広域的、長期的に捉えることが必要であることから、社会的自然的特性に応じた類型区分毎に、<u>利用と保全に関する基本的な考え方等を規定する。</u></p>	<p>が、河川整備による効果、河川整備のおおまかな実施時期、河川環境に配慮するための施工手順等の参考となる事柄についても必要に応じて記載する。また、施設整備のみならず、良好な河川環境の整備と保全のための区域の設定など、適切な河川管理を実施するために必要な方策やその考え方も記載する。さらに、具体的な河川管理の体制を示すため、洪水、渇水時の関係機関との連携体制等についても記載する。</p> <p>河川整備計画は、河川法に基づき必要に応じて関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることから、<u>関係住民の理解と協力が得られるよう、よりわかりやすくその内容を記載する必要がある。</u>このため、必要に応じて図面や写真等を活用するなどの工夫が必要がある。また、河川整備計画の構成等については、各河川毎の特性や河川整備・保全の必要性を踏まえ、各河川毎に工夫をしてよりわかりやすくすることが望ましい。</p>

	河川整備基本方針	河川整備計画
具体的な 記載内容	<p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>(1) 流域及び河川の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域及び河川の一般的な概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹川流路延長、流域面積、土地利用、地質、降雨量 など ・ 河川整備の対応方針を定める上で考慮すべき流域や河川の背景（特徴と課題） <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域の自然環境、水害の歴史、治水事業の沿革、河川水の利用状況、水質、河川の利用状況 など <p>(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 段階的な整備、健全な水循環系の構築、適切な維持管理などの治水、利水、環境にかかる総合的な方針 <p>ア. 災害の発生の防止又は軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画規模の洪水を安全に流下させる河川改修などの方針 ・ 河川工事の方針（必要に応じ主要な整備メニューを具体的に例示） 	<p>1. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画の計画期間 ・ 河川整備計画の対象区間 ・ 河川整備の全体像が明らかになるよう目標を設定 ・ 治水安全度のバランス等を考慮した対象洪水流量 ・ 計画期間中に確保する正常流量 ・ 河川環境の整備と保全の目標 <p>2. 河川の整備の実施に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川工事や河川の維持の具体的な目的と実施内容（場所、規模、時期等）を記載するとともに、必要に応じ、具体的な内容が具体的にわかるような図面、写真等や整備効果についても記載する ・ 洪水調節施設整備の場合には、位置、施設規模等 ・ 河川改修の場合には、区間、断面等 ・ 内水対策の場合には、排水機場の位置、排水量等 ・ 浄化対策の場合には、位置、施設規模等 ・ 水辺空間整備の場合には、位置、整備内容等 ・ 河川管理施設の高度化の場合には、整備箇所等 ・ 維持管理の場合には、その実施内容、体制等

	河川整備基本方針	河川整備計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の方針（必要に応じ主要な整備メニューを具体的に例示） ・被害軽減のためのソフト対策の方針 ・超過洪水等への対応 <p>イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な水利用や流水の正常な機能の維持を図るための方針（必要に応じ主要な整備メニューを具体的に例示） ・渇水調整等のソフト対策の方針 <p>ウ. 河川環境の整備と保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境、景観、水質、河川利用等の方針（必要に応じ地区等を具体的に例示） <p>2. 河川の整備の基本となるべき事項</p> <p>(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項</p> <p>(2) 主要な地点における計画高水流量</p> <p>(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項</p> <p>(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動等のソフト対策の場合には、その実施内容、体制等 ・河川環境の整備と保全については、整備・保全する区域、断面、手法等 ・環境教育の推進などソフト対策の場合には、その実施内容、体制等 ・河川敷地の利用・占用については、区域、目的、その具体的な方針等 ・モニタリングの場合には、その実施内容等 ・情報の共有や連携については、その実施内容等 <p>※河川整備計画は、各河川毎の特性に応じて、構成、内容等について、工夫を行うこととする</p>

河川整備基本方針

河川法	河川法施行令
<p>(河川整備基本方針)</p> <p>第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持(次条において「河川の整備」という。)についての基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>2 河川整備基本方針は、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土総合開発計画及び環境基本計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。</p> <p>(国土交通大臣の認可等)</p> <p>第七十九条 都道府県知事は第九条第一項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行うおとすとときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、第一号又は第四号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第二号又は第三号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。</p> <p>一 河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しな</p>	<p>(河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則)</p> <p>第十条 河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>一 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水、高潮等及びこれらによる災害の発生の状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること。</p> <p>二 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。</p> <p>三 河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること。</p> <p>(河川整備基本方針に定める事項)</p> <p>第十条の二 河川整備基本方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>二 河川の整備の基本となるべき事項</p> <p>イ 基本高水(洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。)並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項</p> <p>ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項</p> <p>ハ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項</p> <p>ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項</p>

河川整備計画

河川法	河川法施行令
<p>(河川整備計画)</p> <p>第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあっては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない。</p> <p>3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に關し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 河川管理者は、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。</p> <p>(国土交通大臣の認可等) 第七十九条 河川整備基本方針と同じ</p>	<p>(河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則)</p> <p>第十条 河川整備基本方針と同じ</p> <p>(河川整備計画に定める事項)</p> <p>第十条の三 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>二 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</p> <p>ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所</p> <p>(関係都道府県知事等の意見の聴取等)</p> <p>第十条の四 河川管理者は、河川整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣である場合にあつては関係都道府県知事の意見を、都道府県知事である場合にあつては関係市町村長の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村町の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 河川管理者は、河川整備計画に高規格堤防の設置に係る河川工事の施行の場所を定めたときは、速やかに、その場所を関係都道府県知事に通知するものとする。</p> <p>(国土交通大臣の認可)</p> <p>第四十五条 法第七十九条第一項の一級河川の管理で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 河川整備計画を定め、又は変更するもの。</p>

